

碧南市教育委員会 6 月定例会議事日程表

令和 5 年 6 月 2 2 日 (木)
午後 2 時～
碧南市役所 4 階 庁議室

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 協議事項

ア 碧南市立学校文書等管理要綱の一部改正について (資料 1)
(学校教育課)

(2) 報告事項

ア 碧南市教育委員会附属機関の委員について (資料 2)
(各課)

イ 要保護・準要保護児童生徒の認定について (資料 3)
(庶務課)

ウ 令和 5 年度小中学校の研究主題について (資料 4)
(学校教育課)

(3) その他

ア 各課報告

イ 7 月定例会 令和 5 年 7 月 2 7 日 (木) 午後 2 時から
碧南市役所 4 階 庁議室

5 閉会の辞

協議事項ア 碧南市立学校文書等管理要綱の一部改正について（学校教育課）

15 碧南市立学校文書等管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、事務の処理を適正にし、その能率的な運営を図るため、文書等の管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書等 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、一定の事項を記録しておくことのできるものをいう。
- (2) 文書管理 文書等の発生から系統的に分類、整理、保管及び保存し、不用となった文書等を廃棄するまでの一連の過程をいう。
- (3) ファイリング 文書等を必要に応じて利用するため、ファイリングキャビネットその他これに類する場所（以下「キャビネット等」という。）において文書管理を行うことをいう。
- (4) **文書管理システム 電磁的システムであって、ネットワークにより文書管理を総合的に行うものをいう。**
- (5) 保管 完結した文書等を分類し、職員室等のキャビネット等又は、電磁的記録として1年間整理しておくことをいう。
- (6) 保存 完結した文書等を分類し、書庫内等の定められた場所において整理し、又は電磁的記録として適正な期間保存することをいう。
- (7) 起案 事務の処理について意思決定を行うため、原案を作成することをいう。
- (8) 回議 起案の内容について起案者の直系の上級の者の承認を受けることをいう。
- (9) 供覧 文書等を上司又は関係職員の閲覧に供することをいう。
- (10) 決裁 校長が、事務の処理について意思決定をすることをいう。

（文書等の取扱い及び管理の原則）

第3条 事務の処理は、文書、図画その他人の知覚によって認識することができ

る方式で作られた記録でもって行うことを原則とする。ただし、事務処理上特に支障がないと認めるときは、電磁的記録により行うことができる。

- 2 文書等は、すべて正確かつ迅速に取り扱い、事務が能率的に処理されるように努めるとともに、その処理状況を常に明らかにし、処理後の保管及び保存を適確に行わなければならない。
- 3 碧南市情報公開条例（平成12年碧南市条例第28号）第7条及び碧南市個人情報保護条例（平成12年碧南市条例第29号）第12条の規定により公開又は開示しないこととなるおそれのある情報の記録された文書等の取扱いについては、細心の注意を払い、その内容が漏れないようにしなければならない。
- 4 文書等は、すべて左書きを原則とする。ただし、法令等の規定により横書きにすることができないものその他横書きにすることが不相当と認められるものについては、この限りではない。
- 5 **文書等は、職員が組織的に用いるものとして保有することとなったとき又は收受若しくは起案により保有することとなったときは、速やかに文書管理システムによる必要事項を記録しなければならない。**

（文書等管理統括者）

第4条 文書等の管理に関する事務を統括するものとして文書等管理統括者を置き、教育委員会学校教育課長をもって充てる。

- 2 文書等管理統括者は文書等の事務処理状況について必要な調査を行い、その結果に基づいて文書等管理者に対し必要な措置を求めることができる。
- 3 文書等管理統括者は次に掲げる事務を行う。
 - (1) 文書等事務の改善及び指導に関すること。
 - (2) 文書等の取扱状況の調査及び指導に関すること。

（文書等管理者）

第5条 学校に所管する文書等の管理に関する事務を掌握する者として文書等管理者を置き、校長をもって充てる。

- 2 文書等管理者は次に掲げる事務を行う。
 - (1) 文書事務の効率化に関すること。
 - (2) 文書等の整理及び廃棄に関すること。
 - (3) 文書等に係る保存期間の決定及び変更に関すること。
 - (4) 文書等の受理及び配布に関すること。
 - (5) 学校内の文書等の取扱いについて必要なこと。

(文書等取扱責任者)

第6条 学校に所管する文書等の審査に関する事務を掌握する者として文書等取扱責任者を置き、教頭をもって充てる。

2 文書等取扱責任者は次に掲げる事務を行う。

- (1) **文書管理システムの管理に関すること。**
- (2) 浄書した文書の審査に関すること。
- (3) 文書等の移替え及び置換えに関すること。
- (4) 学校における文書事務の指導に関すること。

(文書等主任)

第7条 学校に文書等主任を置き、事務職員をもって充てる。

2 文書等主任は次に掲げる事務を行う。

- (1) **文書管理システムの運用に関すること。**
- (2) 文書等の收受、発送に関すること。
- (3) 文書等の整理及び廃棄に関すること。
- (4) 文書等に係る保存期間の調査及び検討に関すること。
- (5) 文書等の処理担当者の把握に関すること。
- (6) 文書等管理者及び文書等取扱責任者が行う事務を補助すること。

(文書の記号及び番号)

第8条 文書には、文書の記号及び番号を付けなければならない。ただし、次に掲げる文書については、記号及び番号を省略し、又は番号を省略し、号外として処理することができる。

- (1) 市の組織内に発する文書
- (2) 軽易又は定例的な通知、あいさつ文書その他これに類する文書
- (3) 処理過程を把握する必要のない文書のうち重要でない文書

2 文書の記号は、年度を示す数字に碧南市教育委員会を表示する碧教及び別表第1の学校を表示する文字を加えたものとする。

3 文書の番号は年度を通じて一連番号とし、同一事案に属する往復文書は完結するまで同一番号を用いる。ただし、同一件名の文書を複数收受し、又は発送する場合で個々に処理過程を把握する必要のあるときは、同一の文書番号の枝番号を用いる。

4 前各項の規定は、コンピュータにより認識することができる文書（以下「電子文書」という。）について、準用する。

(文書等の收受)

第9条 学校に到達した文書等は、文書等主任において次に定めるところにより收受しなければならない。

- (1) 文書は全て開封し、余白に受付印及び供覧印を押印する。ただし軽易な文書については押印を省略することができる。
- (2) 電子文書の收受は、電子メールにより收受することができる。
- (3) 前号の規定にかかわらず、親展文書等は開封することなく受信人に配布する。
- (4) 文書記号及び番号を付ける場合は、文書件名簿(様式第1)に記載のうえ、当該文書に文書記号及び番号を記入する。

(文書等の確認及び処理上の指示)

第10条 文書等管理者は收受した文書等の内容を確認し、当該事務の担当者に処理の方法又は方針を示し、遅滞なく処理させなければならない。

(文書等の処理)

第11条 担当者は配布を受けた文書等について速やかに処理するように努め、処理すべき期限のあるものにあつては、必ず期限までに処理しなければならない。

(文書の起案)

第12条 文書の起案は起案用紙(様式第2) または文書管理システムを用いなければならない。ただし、軽易又は定例的なものは、その文書の余白に処理案を記載して決裁を受けることができる。

- 2 文書は次に掲げるところにより、起案しなければならない。
 - (1) 文書の起案は、勤務便覧の定めるところ(公文書の取り扱い:第3文書の作成要領)によること。
 - (2) 起案文書には、必要に応じて関係書類を添付すること。
 - (3) 用字は常用漢字及び現代かなづかいを用い、文案は易しく、分かりやすい口語体とし、必要に応じ箇条書きとすること。
 - (4) その他重要な箇所を訂正したときは、その箇所に押印すること。
- 3 発送する文書は、校長名を用いる。

(決裁)

第13条 文書の処理に当たっては、校長の決裁を受けなければならない。

2 文書の決裁を受ける過程で決裁者以外の者で不在のものがあるときは、その欄に「不在」と記載して処理するものとする。この場合において、重要と認められる文書については「後関」の手続きをしなければならない。

3 決裁権者及び承認者は、事案を承認し、又は決定する場合は、署名し、又は押印する。ただし、文書管理システムにおいて承認し、又は決定する場合は、文書管理システムの承認、決定等の操作により行うものとする。

(供覧)

第14条 收受した文書等について、決裁権者の意思決定を要しないと認められる文書等は、速やかに関係職員に供覧する。この場合において、多数の関係職員に供覧する必要があるときは、当該文書等の写しを送付することができる。

2 收受した文書等について、上司の指示を受ける必要のある文書等又は事務の性質上直ちに処理することができない文書等は、速やかに供覧し、上司の指示を受けなければならない。

3 供覧は、当該業務に関係する必要最小限の範囲内において行うものとする。

4 文書管理システムで收受した文書は、文書管理システムを活用し供覧する。

(文書の浄書)

第15条 決裁を終えた文書等（以下「原議」という。）で施行を要するものは、起案者において浄書するものとする。

2 浄書した文書は、原議と校合し、誤写等のないことを確認しなければならない。

(文書の審査)

第16条 文書等取扱責任者は、浄書した文書の審査を行い、審査が完了したときは、起案用紙の審査欄に認め印をおさなければならない。**ただし、文書管理システムにおいて承認し、又は決定する場合は、文書管理システムの承認、決定等の操作により行うものとする。**

(公印の押印)

第17条 施行すべき文書は公印を押印しなければならない。ただし、次に掲げる軽易な文書については、公印の押印を省略することができる。

(1) 市の組織内に発する文書

(2) 次に掲げる文書

ア 公印が押印されている文書の添書き

- イ 刊行物、資料等の送付文書
- ウ 資料に関する照会及び回答文書
- エ 会議の通知文書
- オ 権利又は義務に直接関係しない一定の事実を事務上の参考として通知する文書

(3) 書簡文

- (4) 前3号に掲げるもののほか、公印を省略することが適当と認められる軽易な文書

2 特に重要と認められる文書は、割印を押印するものとする。

3 電子文書においては、電子認証をもって押印に代えることができる。

(発送の方法)

第18条 文書等又は物品の発送は、郵送又は職員による送達を原則とする。ただし、必要に応じて、電子メール、ファクシミリにより送付することができる。

(原議の処理)

第19条 起案者は、文書等を施行したときは遅滞なく原議に施行年月日を記入しなければならない。

2 文書記号及び番号を付した文書にあつては、文書件名簿に所定事項を記載しなければならない。

(文書等の整理)

第20条 文書等は常に整理し、その所在、処理状況等を明確にし、あらゆる事態に対処して臨機の処置がとれるように、あらかじめ適当な処置を講じておかなければならない。

2 未完結の文書等は、離散しないようにその所在及び経緯を明らかにしておかなければならない。

3 文書等の整理は、原則として**文書管理システム**によって行う。ただし、この方法によることが不適当なもの**(押印された紙文書、会計関係の証拠文書等)**については、**ファイリングを含め**当該文書等に適した方法を用いるものとする。

(文書等の分類)

第21条 文書等の分類は、学校文書等分類表(以下「分類表」という)により整理しなければならない。ただし、分類表に定めのない文書等については別に文書等管理者が定めるものとする。

(完結した文書等の区分)

第22条 完結した文書等は、原則として年度ごとに区分するものとする。ただし、年度ごとに区分することが適当でないものは、暦年ごとに区分するものとする。

2 4月1日から5月31日までの間に発生する文書等で前年度に所属する歳入又は歳出に係るものにあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該前年度に区分するものとする。

3 2以上の年度又は暦年にわたる文書等は、完結した年度又は暦年に属する完結した文書等として区分する。

(文書等の保管)

第23条 常用の文書等、現年度発生した文書等及び前年度完結した文書等は所定の場所に整理し、及び保管する。

2 文書等管理者は、保管すべき文書等の保管状況を検査し、必要に応じて保管についての指示を与えるものとする。

3 文書等の性質に応じ、当該文書の保管は、文書管理システムによることができる。

(文書等の保存期間及び起算)

第24条 文書等の保存期間は、分類表の保存期間とする。ただし、分類表にないものについては、次の各号を参考にし、文書等管理者が決定する。

(1) 特に重要な文書のうち学校の沿革に関する文書等 永年

(2) 重要な文書等 10年

(3) 学校経営の主要施策に関する文書等 5年

(4) 学校経営の一般施策に関する文書等 3年

(5) 軽易な文書等 1年

2 文書等の保存期間は、文書等が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日(以下「保存起算日」という)から起算する。ただし、暦年をもって処理するものにあつては、翌年1月1日から起算する。

(保存期間の延長又は短縮)

第25条 文書等管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存期間の延長又は短縮をすることができる。

(1) 法令等の定める権利、時効等の期間が変更された文書等

- (2) 異議申立てその他不服申立てのあった文書で審議中の文書等
 - (3) 訴訟、調停、仲裁その他これに類する文書で当該行為が完結していない文書等
 - (4) 前各号に定めるもののほか、変更の必要があると認める文書等
- 2 文書等管理責任者は、保存期間において前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該文書等の保存期間について文書等管理統括者と協議するものとする。

(文書等の移替え及び置換え)

第26条 文書等取扱責任者は、毎年3月末日に完結した文書等の移替えを行うものとする。

- 2 文書等取扱責任者は、保存起算日から起算して1年を経過する文書等について、3月末日までに当該文書等を文書等管理者の指示する場所に置換えなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書等については、引き続き職員室に置くことができる。
 - (1) 職務の遂行に著しい支障が生じる等の理由により、置換えが適当でないと文書等管理者が判断した文書等
 - (2) 学校において常時使用し、事務処理上常備する必要がある文書等

(文書等の保存)

第27条 文書等管理者は、文書等を保存期間が満了する日まで保存しなければならない。

- 2 保存に当たって文書等主任は、文書等を完結年度別及び分類別に整理しなければならない。
- 3 **文書等の性質に応じ、当該公文書の保存は、文書管理システムによることができる。**

(文書等の廃棄)

第28条 保存期間の満了した文書等については、**文書管理システムに必要な事項を記録し**、次の方法に従って処理しなければならない。

- (1) 文書等管理者は、文書等保存廃棄目録（様式第3）を作成した後、速やかに廃棄を行わなければならない。
- (2) 永年保存の文書等については、保存期間20年経過時に再度保存期間の見直しを行い、保存の必要がなくなると認められるものは廃棄することができる。

きる。

- (3) 廃棄文書等は焼却、裁断、溶解等の方法により、他に利用されないようにして処分しなければならない。

(文書等の危機管理)

第29条 文書等管理者は、文書等の改ざん、紛失、盗難等を予防し、火災その他の災害に即応できるよう、文書等の管理に万全を期さなければならない。

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に保存されている文書等の取扱い（保存期間を除く。）については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

別表第1 学校を表示する文字

学 校 名	学校を表示する文字
新 川 小 学 校	新小
中 央 小 学 校	中小
大 浜 小 学 校	大小
棚 尾 小 学 校	棚小
日 進 小 学 校	日小
鷺 塚 小 学 校	鷺小
西 端 小 学 校	西小
新 川 中 学 校	新中
中 央 中 学 校	中中
南 中 学 校	南中
東 中 学 校	東中
西 端 中 学 校	西中

様式第1 文 書 件 名 簿

収 発 番 号	収 発 月 日	発信者	件 名	係	処 理 経 過		
					提出期限	備考(宛先・所等)	提出月日

様式第2 起案用紙

校 長	教 頭	教 務	校 務	保健主事	審 査	公 印
						押印 省略

あて先 教育委員会教育長
 教育委員会学校教育課長
 教育委員会庶務課長
 保護者
 職 員
 その他 ()

文書番号	第 号
施 行	年 月 日
提出期日	年 月 日

起案日 年 月 日
起案者 _____

_____ について ()

このことについて、別紙のとおり起案しました。 実施 報告 してよろしいか。

様式第3

令和 年度 文 書 等 保 存 廃 棄 目 録

第1分類	第2分類	番 号	フォルダー名	保存期間	廃 棄 年 月 日

報告事項ア 碧南市教育委員会附属機関の委員について（各課）

	審議会等	所管課
1	碧南市まなびさぼーと資金支給審査会委員	庶務課
2	碧南市学校給食センター運営審議会委員	庶務課
3	碧南市教育支援委員会委員	学校教育課
4	碧南市いじめ問題専門委員会	学校教育課
5	碧南市社会教育委員	生涯学習課
6	碧南市公民館運営審議会委員	生涯学習課
7	碧南市図書館協議会委員	生涯学習課
8	碧南市芸術文化ホール指定管理者審査委員会委員	生涯学習課
9	碧南市文化財保護審議会委員	文化財課
10	碧南市藤井達吉現代美術館協議会委員	藤井達吉現代美術館
11	碧南市スポーツ推進審議会委員	スポーツ課
12	碧南市学校施設開放運営審議会委員	スポーツ課
13	碧南市スポーツ推進委員会委員	スポーツ課
14	碧南海浜水族館協議会委員	海浜水族館
	碧南市学校医・学校歯科医・学校薬剤師	学校教育課

碧南市教育委員会附属機関の委員一覧 (R5. 6. 1現在)

1 碧南市まなびさぼーと資金支給審査会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	鈴木 尚哉	碧南高等学校長	識見を有する者	
	鈴木 政枝	碧南市主任児童委員代表	識見を有する者	
	長田 康弘	南中学校PTA会長	識見を有する者	※
副会長	石橋 渉	南中学校長	中学校長	※
	加藤 智子	中央中学校長	中学校長	
	小島 広明	学校教育課長	識見を有する者	

任期：2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

根拠条例等：碧南市まなびさぼーと資金支給に関する条例

担当課：庶務課

2 碧南市学校給食センター運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
	清水 千晴	衣浦東部保健所 課長	有識者	
会長	小町 昭彦	学校保健会 会長	有識者	
	三島 知彦	学校保健会 歯科医部会代表	有識者	
	石川 順也	学校保健会 薬剤師部会長	有識者	
	小島 美保	給食主任会代表	有識者	※
	中川 喜貴	新川中学校PTA役員	PTAの役員	※
	小笠原 充勇	中央小学校PTA役員	PTAの役員	※
副会長	鈴木 裕	新川小学校長	学校の長	
	神谷 晃	西端小学校長	学校の長	
	杉浦 道文	中央小学校長	学校の長	
	杉浦 かおり	棚尾小学校長	学校の長	
	兵藤 俊宏	日進小学校長	学校の長	
	長谷部 雅美	大浜幼稚園長	学校の長	

任期：2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

根拠条例等：碧南市学校給食センターの設置に関する条例

担当課：庶務課

3 碧南市教育支援委員会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	小町 昭彦	碧南市学校保健会会長	市内の医師	
	飯塚 一裕	愛知教育大学特別支援教育講座准教授	識見を有する者	
	神本 聰	にしお特別支援学校長	学校の長	
	杉浦 かおり	棚尾小学校長	学校の長	
	石原 竹春	西端中学校長	学校の長	※
	大崎 理恵	棚尾幼稚園長	幼稚園の長	※
	永島 千聡	日進保育園長	保育園の長	※
	三浦 志朗	碧南市手をつなぐ育成会会長	関係団体の代表者	
	加藤 麻美	棚尾小学校教諭	関係団体の代表者	※
	大原 美香	新川中学校教諭	関係団体の代表者	※
	長谷川 和美	碧南市家庭児童相談員	関係行政機関の職員	
	神谷 佐奈己	碧南市臨床心理相談員	市の職員	

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市教育支援委員会規程

担当課：学校教育課

4 碧南市いじめ問題専門委員会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
	広村 春菜	愛知県弁護士会	弁護士	
	定塚 甫	愛知県医師会	医師（精神科医）	
	坪田 祐季	愛知県臨床心理士会	臨床心理士	
	山下 晋	岡崎女子短期大学幼児教育学科教授	学識経験者	
	前橋 恵	刈谷児童相談センター児童育成課長	児童相談センター職員	※

任期：2年（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例

担当課：学校教育課

5 碧南市社会教育委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	加藤 榮治	学識経験者	学識経験者	
副会長	清水 ヨシエ	学識経験者	学識経験者	
	伊藤 利和	文化財保護審議会代表	社会教育の関係者	
	榑原 健	碧南市スポーツ協会代表	社会教育の関係者	
	竹中 瑛智	(社)碧南青年会議所代表	社会教育の関係者	※
	鳥居 隆一郎	青少年育成市民会議代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	※
	竹原 邦夫	碧南文化協会代表	社会教育の関係者	
	鳥居 元樹	P T A連絡協議会代表	学校教育の関係者	※
	鈴木 裕	校長会代表（新川小学校）	学校教育の関係者	※

任期：2年（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市社会教育委員に関する条例

担当課：生涯学習課

6-1 碧南市立中央公民館運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	加藤 榮治	学識経験者	学識経験者	
副会長	清水 ヨシエ	学識経験者	学識経験者	
	伊藤 利和	文化財保護審議会代表	社会教育の関係者	
	榑原 健	碧南市スポーツ協会代表	社会教育の関係者	
	竹中 瑛智	(社)碧南青年会議所代表	社会教育の関係者	※
	鳥居 隆一郎	青少年育成市民会議代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	※
	竹原 邦夫	碧南文化協会代表	社会教育の関係者	
	鳥居 元樹	P T A連絡協議会代表	学校教育の関係者	※
	鈴木 裕	校長会代表（新川小学校）	学校教育の関係者	※

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

6-2 碧南市立新川公民館運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	渡邊 寛人	地区連絡委員（正幹事）	地域の活動を行う者	※
副会長	梅木 正美	地区連絡委員（副幹事）	地域の活動を行う者	※
	田中 あづさ	新川小学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
	坂本 美晴	新川中学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
	山口 正	青少年育成推進委員会副会長	社会教育の関係者	※
	安面 潤子	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	
	小笠原 宗吉	高齢者教室代表	地域の活動を行う者	※
	杉浦 義隆	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	
	板倉 直行	おやじの会代表	地域の活動を行う者	
	平松 祐子	新川校区（子ども会）育成連絡協議会会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者	※
	齋藤 富美枝	体育センター利用者代表	地域の活動を行う者	
	竹内 弘美	公民館利用者団体代表	地域の活動を行う者	※
	杉浦 街子	公民館利用者団体代表	地域の活動を行う者	
	鈴木 裕	新川小学校長	学校教育の関係者	
	加藤 誠	新川中学校長	学校教育の関係者	

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

6-3 碧南市立中部公民館運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	鈴木 修	地区連絡委員（正幹事）	地域の活動を行う者	※
	中村 正典	地区連絡委員（副幹事）	地域の活動を行う者	※
	杉浦 雅己	地区連絡委員（会計）	地域の活動を行う者	※
	杉浦 寿宏	地区連絡委員（中山区副区长）	地域の活動を行う者	※
	近藤 明仁	中央中学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
	杉浦 正隆	中央小学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
	古久根 啓志	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	
	鳥居 隆一郎	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	
	金原 恭子	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
	奥谷 敏之	老人クラブ代表	地域の活動を行う者	
	小林 喜代美	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	※
	大冢 光	婦人部代表（中山区）	地域の活動を行う者	※
	石附 満江	公民館利用団体代表	地域の活動を行う者	
	加藤 智子	中央中学校長	学校教育の関係者	
副会長	杉浦 道文	中央小学校長	学校教育の関係者	※

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

6-4 碧南市立大浜公民館運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	石川 三成	地区連絡委員（正幹事）	地域の活動を行う者	
副会長	鈴木 一雄	地区連絡委員（副幹事）	地域の活動を行う者	
	浅井 正司	地区連絡委員（会計）	地域の活動を行う者	
	浅井 愛	大浜小学校PTA代表	学校教育の関係者	
	辻 正三	老人クラブ代表	地域の活動を行う者	
	榊原 和弘	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	
	杉浦 速太	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	
	石川 達広	青少年育成推進員	社会教育の関係者	
	角谷 峰子	青少年育成推進員	社会教育の関係者	
	甲斐 美佳子	婦人部代表（上区）	地域の活動を行う者	
	浅井 美代子	婦人部代表（中区）	地域の活動を行う者	
	磯貝 美香	婦人部代表（下区）	地域の活動を行う者	
	角谷 篤宏	大浜浜っ子クラブ代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
	石橋 涉	南中学校長	学校教育の関係者	
	石川 政仁	大浜小学校長	学校教育の関係者	

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

6-5 碧南市立棚尾公民館運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	平田 兼久	地区連絡委員（副幹事）	地域の活動を行う者	※
	井上 浩之	地区連絡委員（正幹事）	地域の活動を行う者	※
副会長	齋藤 孝司	地区連絡委員（会計）	地域の活動を行う者	※
	角谷 秀樹	南中学校PTA代表	学校教育の関係者	※
	杉浦 伯典	棚尾小学校PTA会長	学校教育の関係者	※
	長田 桂輔	市青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
	平岩 廣一郎	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	
	永坂 俊広	老人クラブ代表	地域の活動を行う者	※
	岩瀬 弘朋	子ども会育成会代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
	永坂 美登子	日赤棚尾地区代表	地域の活動を行う者	
	角谷 和子	利用者団体代表	地域の活動を行う者	
	磯貝 美由紀	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	
	小笠原 かよ子	文化協会代表	社会教育の関係者	
	杉浦 吉治郎	棚尾まちおこしの会代表	地域の活動を行う者	※
	杉浦 かおり	棚尾小学校長	学校教育の関係者	

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

6-6 碧南市立鷺塚公民館運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	藤関 孝典	地区連絡委員代表（神有区町内会長）	地域の活動を行う者	※
	中根 誠	地区連絡委員代表（東町内会館長）	地域の活動を行う者	※
	藤森 幹夫	地区連絡委員代表（西部連合町内会長）	地域の活動を行う者	※
	高須 春雄	地区連絡委員代表（鷺塚住宅自治会会長）	地域の活動を行う者	※
	杉浦 健次郎	鷺塚小学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
	小島 麻紀	東中学校PTA会計	学校教育の関係者	※
	亀山 重二三	老人クラブ代表	地域の活動を行う者	※
	小田 直樹	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	
	金子 茂樹	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
	高辻 詩帆	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
	盛田 祐子	わしっこ子ども会会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者	※
	倉田 恵理子	利用者団体代表	地域の活動を行う者	
	榊原 節子	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	
	原田 朋浩	鷺塚小学校長	学校教育の関係者	
副会長	小澤 徹	東中学校長	学校教育の関係者	

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

6-7 碧南市立日進公民館運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	杉浦 光	地区連絡委員（日進連区連区長）	地域の活動を行う者	※
副会長	多田 宏明	地区連絡委員（日進連区副連区長）	地域の活動を行う者	※
	鈴木 茂伸	地区連絡委員（日進連区会計）	地域の活動を行う者	※
	鈴木 道彦	前年度地区連絡委員（前年度日進連区連区長）	地域の活動を行う者	
	角谷 竹虎	前年度地区連絡委員（前年度日進連区副連区長）	地域の活動を行う者	
	石川 みち恵	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	※
	今井 繁	平七区日進クラブ会長	地域の活動を行う者	※
	石川 英史	日進小学校PTA会長	学校教育の関係者	※
	水谷 真暢	伏見屋子ども会会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者	※
	藤江 孝行	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
	稲垣 正美	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	※
	長田 宏子	利用者団体代表	地域の活動を行う者	※
	伊藤 久美子	公民館友の会代表	地域の活動を行う者	※
	加藤 榮治	つながりのわ日進みらいの会代表	地域の活動を行う者	
	兵藤 俊宏	日進小学校長	学校教育の関係者	

任期：1年（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

根拠条例等：碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

6-8 碧南市立西端公民館運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	鳥居 高彦	地区連絡委員（正幹事）	地域の活動を行う者	
	鳥居 牧夫	地区連絡委員（副幹事）	地域の活動を行う者	※
	新美 達夫	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	※
	松山 春江	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
	橋本 夏季	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
	鳥居 ふくみ	西端中学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
	山本 まどか	西端小学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
	加藤 靖祝	西端おやじの会	地域の活動を行う者	
	神谷 智美	蓮如ウォーク実行委員代表	地域の活動を行う者	※
	杉浦 ちどり	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	
	杉浦 昌平	子ども会育成会代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	※
	杉浦 徳夫	老人クラブ（再青会）代表	地域の活動を行う者	
	原田 均	前地区連絡委員代表	地域の活動を行う者	
	石原 竹春	西端中学校長	学校教育の関係者	※
副会長	神谷 晃	西端小学校長	学校教育の関係者	

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

7 碧南市図書館協議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	宮本 美枝子	学識経験者	学識経験者	
	浅井 久夫	学識経験者	学識経験者	
	加藤 智子	中央中学校校長	学校教育の関係者	
	角谷 竹虎	学識経験者	学識経験者	
	三嶋 晴子	社会教育の関係者	社会教育の関係者	
	蜷川 洋一	社会教育の関係者	社会教育の関係者	
	松崎 三津江	碧南文化協会会計	社会教育の関係者	
	小島 逸男	碧南の図書館友の会会長	社会教育の関係者	
	岩崎 亜美	青少年育成推進委員代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
	中原 大輔	PTA連絡協議会	学校教育の関係者	※

任期：2年（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市民図書館設置及び管理に関する条例

担当課：生涯学習課

8 碧南市芸術文化ホール指定管理者審査委員会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
委員長	清水 裕之	名古屋大学名誉教授	学識経験者	
	伴野 義雄	伴野会計事務所所長	学識経験者・会計士	
	粂山 勝人	長久手市文化の家館長	学識経験者	
	石川 善博	碧南文化協会事務局長	市民の代表	
	蛭川 真弓	公募	市民の代表	
	宮本 美枝子	図書館協議会委員長	市民の代表	
	山本 政裕	碧南市総務部長	市職員	

任期：3年（上段5名 令和4年2月1日～令和7年1月31日・宮本委員 令和3年4月1日～令和6年3月31日・山本委員 令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

担当課：生涯学習課

9 碧南市文化財保護審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	浅井 久夫	学識経験者	識見を有する者	
副会長	杉浦 明	学識経験者	識見を有する者	
	曲田 浩和	大学教授	識見を有する者	
	岩田 敏也	工専講師	識見を有する者	
	伊藤 利和	学識経験者	識見を有する者	
	石川 博章	大学教授	識見を有する者	
	野村 清尚	学識経験者	識見を有する者	

任期：2年（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市文化財保護条例

担当課：文化財課

10 碧南市藤井達吉現代美術館協議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	平岩 統一郎	学識経験者	学識経験	
	長田 和徳	碧南商工会議所会頭	学識経験	※
	杉浦 春一	碧南文化協会代表	社会教育	
	浅井 久夫	碧南市文化財保護審議会会長	学識経験	
	永坂 幸子	碧南市女性団体連絡協議会代表	社会教育	
	鈴木 修	碧南市連絡委員幹事会代表幹事	社会教育・家庭教育	※
	金原 宏行	元豊橋市美術博物館館長	学識経験	
	吉田 俊英	四日市市立博物館館長	学識経験	
	江本 菜穂子	名古屋造形大学名誉教授	学識経験	
	鈴木 裕	小中学校長会会長（新川小学校校長）	学校教育	※

任期：2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

根拠条例等：碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例

担当課：藤井達吉現代美術館

11 碧南市スポーツ推進審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	伴野 義雄	碧南市スポーツ協会理事長	碧南市スポーツ協会の代表	
副会長	井上 浩之	碧南市スポーツ推進委員会委員長	碧南市スポーツ推進委員会の代表	
	松本 佳久	碧南市医師会理事	碧南市医師会の代表	
	鈴木 尚哉	碧南高等学校長	高等学校長の代表	
	加藤 誠	新川中学校長	小中学校長の代表	
	鳥居 牧夫	連絡委員幹事会西端地区副幹事	連絡委員幹事会の代表	※
	加藤 巖	日進公民館長	公民館の代表	
	荒井 秋男	子ども会育成連絡協議会副会長	子ども会育成連絡協議会の代表	※
	杉浦 正勝	碧南市レクリエーション協会副会長	碧南市レクリエーション協会の代表	※
	岡田 一穂	碧南市スポーツ少年団副本部長	碧南市スポーツ少年団の代表	
	榊原 満	へきなん総合型スポーツクラブ副理事長	へきなん総合型スポーツクラブの代表	
	鈴木 哲夫	バレーボール協会	識見を有する者	
	青木 明美	卓球協会	識見を有する者	
	飯野 裕子	バドミントン協会	識見を有する者	

任期：2年（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市スポーツ推進審議会条例

担当課：スポーツ課

12 碧南市学校施設開放運営審議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
副会長	加藤 誠	新川中学校長	開放施設校の校長	※
	杉浦 道文	中央小学校長	開放施設校の校長	※
	石川 政仁	大浜小学校長	開放施設校の校長	
	原田 朋浩	鷺塚小学校長	開放施設校の校長	
	神谷 晃	西端小学校長	開放施設校の校長	※
	鈴木 尚哉	碧南高等学校長	開放施設校の校長	
	谷澤 安彦	碧南工科高等学校長	開放施設校の校長	
会長	伴野 義雄	碧南市スポーツ協会理事長	識見を有するもの	
	井上 浩之	碧南市スポーツ推進委員会委員長	スポーツ推進委員	
	今氏 靖浩	バスケットボール協会	社会教育関係団体の代表者	
	山田 龍二	少年野球育成連盟	社会教育関係団体の代表者	
	石川 いづみ	バレーボール協会	社会教育関係団体の代表者	
	岡田 一穂	碧南空手道会	社会教育関係団体の代表者	
	近藤 美孝	碧南市サッカー協会	社会教育関係団体の代表者	

任期：1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市学校施設開放運営審議会条例

担当課：スポーツ課

13 碧南市スポーツ推進委員会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
	守田 幸子		新川小学校区	
	安面 潤子		〃	
	鈴木 国泰		〃	
	山田 龍司		〃	※
	古久根 啓志		中央小学校区	
	杉浦 民生		〃	
副委員長	松本 志津代		〃	
	筒井 里美		〃	
	青木 香奈		大浜小学校区	
	杉浦 恭子		〃	
	山中 昭利		〃	
	杉浦 速太		〃	
	門脇 颯	新小教諭	棚尾小学校区	※
	加藤 千代子		〃	
委員長	井上 浩之		〃	
	磯貝 美由紀		〃	
	齋藤 秀敏		〃	
	高橋 文子		日進小学校区	
	杉浦 利之		〃	
	稲垣 正美		〃	
	大河内 哲		〃	
	小塚 義浩	日小教諭	〃	
	榊原 節子		鷺塚小学校区	
	倉内 昭治		〃	
副委員長	岡部 茂也		〃	
	杉浦 理恵		〃	
	杉浦 秀樹		西端小学校区	
	杉浦 ちどり		〃	
	原田 麻弓		〃	
	堤 幸喜		〃	

任期：2年（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

根拠条例等：碧南市スポーツ推進委員に関する規則

担当課：スポーツ課

1 4 碧南海浜水族館協議会委員

役職	氏名	所属団体等	選出基準	新任※
会長	小澤 徹	東中学校長	学校関係者	
副会長	杉浦 道文	中央小学校長	学校関係者	※
	小島 広明	学校教育課長	学校関係者	
	小林 泰博	碧南海浜水族館運営研究会議 代表	学校教育関係者	※
	伊藤 草華	文化協会 代表	社会教育関係者	
	浅井 久夫	文化財保護審議会 代表	社会教育関係者	
	小笠原 慎	幼小中P T A連絡協議会 代表	社会教育関係者	※
	水野 裕子	碧南市民間保育園園長会 代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
	長谷川 哲巳	おやじの会 代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
	宮原 英明	元中学校長	学識経験のある者	
	奥村 仁成	株式会社JERA碧南火力発電所 副所長	学識経験のある者	※
	阿知波 英明	愛知県水産試験場本場元場長	学識経験のある者	

任期：2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日） ※P T A代表は1年

根拠条例等：碧南海浜水族館の設置及び管理に関する条例

担当課：海浜水族館

令和5年度碧南市学校医・学校歯科医・学校薬剤師

	役職名	令和5年度 委嘱者名
新川小学校	学校医	小林 学
	学校医	板倉尚子
	学校医	榆 孝子
	学校医	宮崎貴志
	学校歯科医	杉浦龍一
	学校歯科医	高木加代子
	学校薬剤師	榊原利幸
中央小学校	学校医	杉浦時雄
	学校医	杉浦勇人
	学校医	平岩紀子
	学校医	藤浦一喜
	学校歯科医	永坂直哉
	学校歯科医	小林昭彦
	学校薬剤師	武光隆史
大浜小学校	学校医	杉浦 潤
	学校医	山路和孝
	学校医	田中浩人
	学校医	奥田雪雄
	学校歯科医	三島知彦
	学校歯科医	鈴木健三
	学校薬剤師	榊原亜梨左
棚尾小学校	学校医	長田和久
	学校医	小町昭彦
	学校医	田中浩人
	学校医	奥田雪雄
	学校歯科医	小澤 誠
	学校歯科医	杉浦宏樹
	学校薬剤師	石川順也
日進小学校	学校医	山中寛紀
	学校医	田中浩人
	学校医	宮崎貴志
	学校歯科医	林 直樹
	学校薬剤師	奥村晋平
鷺塚小学校	学校医	西中康人
	学校医	堀尾 静
	学校医	平岩紀子
	学校医	藤浦一喜
	学校歯科医	浅井健太郎
	学校歯科医	中根逸朗
	学校薬剤師	山本総一郎
西端小学校	学校医	原田 公
	学校医	生田 讓
	学校医	榆 孝子
	学校医	藤浦一喜
	学校歯科医	杉浦 琢
	学校歯科医	林 直樹
	学校薬剤師	森 文彦

	役職名	令和5年度 委嘱者名
新川中学校	学校医	原田 公
	学校医	坂部慶幸
	学校医	榆 孝子
	学校医	宮崎貴志
	学校歯科医	伊藤正幸
	学校歯科医	石川義人
	学校薬剤師	片伯部裕樹
中央中学校	学校医	杉浦 潤
	学校医	平岩紀子
	学校医	奥田雪雄
	学校歯科医	長田 明
	学校薬剤師	長田妙子
南中学校	学校医	加藤丈博
	学校医	上平知子
	学校医	田中浩人
	学校歯科医	奥田雪雄
	学校歯科医	小川 讓
	学校薬剤師	齋藤英延
東中学校	学校医	下村美幸
	学校医	栗田聡子
	学校医	茂木仁志
	学校医	平岩紀子
	学校歯科医	宮崎貴志
	学校歯科医	宮地秀憲
西端中学校	学校歯科医	小林正人
	学校薬剤師	岩瀬雅英
	学校医	神谷圭亮
	学校医	榆 孝子
	学校医	藤浦一喜
	学校歯科医	鶴田明男
新川幼稚園	学校薬剤師	岡部奈菜
	園医	杉浦時雄
	園歯科医	安達 仁
中央幼稚園	園薬剤師	榊原利幸
	園医	西中康人
	園歯科医	三島知彦
大浜幼稚園	園薬剤師	武光隆史
	園医	杉浦奈々
	園歯科医	水野博史
棚尾幼稚園	園薬剤師	下村美幸
	園医	栗田聡子
	園歯科医	宮地秀憲
西端幼稚園	園薬剤師	石川順也
	園医	小林 学
	園歯科医	鶴田明男
	園薬剤師	森 文彦

報告事項イ 要保護・準要保護児童生徒の認定について（庶務課）

令和5年度 就学援助 要保護・準要保護児童生徒の認定審査結果について 年度当初の新規申請、継続申請

1 認定（却下）日

令和5年4月1日

2 申請世帯について () 内は前年度

新規 152 (95) 世帯 (うち要保護 2 (0) 世帯)

継続 335 (316) 世帯 (うち要保護 3 (5) 世帯)

合計 487 (411) 世帯 (うち要保護 5 (5) 世帯)

申請者数 小学生 403 (377) 名 / 中学生 209 (221) 名 合計 612 (598) 名

3 認定及び却下状況について () 内は前年度

(1) 認定状況

新規 92 (53) 世帯

継続 281 (276) 世帯

合計 373 (329) 世帯

認定者数 小学生 313 (296) 名 / 中学生 166 (177) 名 合計 479 (473) 名

(2) 却下状況

新規 41 (27) 世帯

継続 41 (31) 世帯

合計 82 (58) 世帯

却下者数 小学生 66 (58) 名 / 中学生 34 (29) 名 合計 100 (87) 名

(3) 再審査状況

新規 19 (15) 世帯 (所得未申告7世帯、課税証明書発行待ち5世帯、審査保留7世帯)

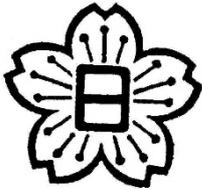
継続 13 (9) 世帯 (所得未申告12世帯、課税証明書発行待ち0世帯、審査保留1世帯)

合計 32 (24) 世帯

再審査者数 小学生 24 (23) 名 / 中学生 9 (15) 名 合計 33 (38) 名

報告事項ウ 令和5年度小中学校の研究主題について（学校教育課）

<p>新</p> <p>新川小学校 校長 鈴木 裕 〒447-0863 碧南市新川町2-1 TEL 0566-41-0998 FAX 0566-41-4921</p> <p>創立 明治6年8月15日 http://swa.hekinan.ed.jp/shinkawael/</p> <p>《校訓》 「 明るく 強く まじめに 」</p> <p>＜教育目標＞ 校訓のもと、心身ともに調和のとれた人間性豊かな、たくましい児童の育成を目指す。</p> <p>＜研究主題＞ 知識の習得から活用へと展開する授業の構築</p>	<p></p> <p>中央小学校 校長 杉浦 道文 〒447-0871 碧南市向陽町3-19 TEL 0566-42-8700 FAX 0566-41-4922</p> <p>創立 昭和52年4月1日 http://swa.hekinan.ed.jp/chuouel/</p> <p>《校訓》 「 み…みんな仲よく手をつなごう が…がくしゅうをしんけんしよう く…くるしいことにたえよう 」</p> <p>＜教育目標＞ 校訓「みがく」のもと、知・徳・体の調和のとれた豊かな心をもった子どもを育成する。</p> <p>＜研究主題＞ 未来に向かって主体的にチャレンジする児童の育成 —地域に携わる人々の話を聞く取り組みを通して—</p>
<p>央</p> <p>大浜小学校 校長 石川 政仁 〒447-0842 碧南市浜田町1-1 TEL 0566-41-0990 FAX 0566-41-4923</p> <p>創立 明治4年2月20日 http://swa.hekinan.ed.jp/oohamael/</p> <p>《校訓》 「 進んで学ぶ子 丈夫な子 愛情豊かな子 やりとげる子 」</p> <p>＜教育目標＞ 校訓のもと、伝統と実践での蓄積を生かし、協力態勢の中で、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かなたくましい浜っ子を育成する。</p> <p>＜研究主題＞ 豊かな心をもつ浜っ子の育成 —キャリア教育の視点を大切にした全教科・領域の取組を通して—</p>	<p>棚</p> <p>棚尾小学校 校長 杉浦 かおり 〒447-0888 碧南市春日町1-5 TEL 0566-41-0993 FAX 0566-41-4924</p> <p>創立 明治5年11月8日 http://swa.hekinan.ed.jp/tanaoel/</p> <p>《校訓》 「 正しく 強く 助け合う 」 (誠実) (勇氣) (協同)</p> <p>＜教育目標＞ 校訓のもと、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かなたくましい児童の育成をめざす。</p> <p>＜研究主題＞ ひと・もの・こととかかわって学び、考えを深める棚尾っ子の育成 —棚小3つのTを手だてとして—</p>



日進小学校

校長 兵藤 俊宏
〒447-0882
碧南市日進町4-1
TEL 0566-41-0995
FAX 0566-41-4925

創立
明治5年11月9日
<http://swa.hekinan.ed.jp/nisshinel/>

《校訓》 「 誠 実 」

- ・いつも好奇心を持ち、物事を深く考える子
- ・他人を思いやる心を持つ、温かみのある子
- ・進んで体を鍛え、がんばり抜く子

＜教育目標＞

校訓を教育活動の理念に据え、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童の育成を目指す。

＜研究主題＞

豊かな心を持ち 他者と共によりよく生きる日小っ子の育成
－家庭・地域社会との連携を通して－



鷺塚小学校

校長 原田 朋浩
〒447-0022
碧南市旭町2-30
TEL 0566-41-0996
FAX 0566-41-4926

創立
明治6年4月27日
<http://swa.hekinan.ed.jp/washidukael/>

《校訓》 「 強く 正しく 明るく すなおに 進んで 学び 楽しんで 働く 」

＜教育目標＞

進んで学び、自ら学び、友達も自分も大切に
する鷺っ子の育成

＜研究主題＞

主体的・対話的で深い学びのある授業づくり
－道徳科における三つの取り組みを
通して－



西端小学校

校長 神谷 晃
〒447-0074
碧南市上町3-1
TEL 0566-48-1542
FAX 0566-41-4927

創立
明治5年11月2日
<http://swa.hekinan.ed.jp/nishibatael/>

《校訓》 「 自 学 素 直 気 力 」

＜教育目標＞

校訓のもと、知・徳・体の調和のとれた児童
を育成する。

＜研究主題＞

共に学び 共に伸びる子
－教材・教具の工夫を通して－



新川中学校

校長 加藤 誠

〒447-0863

碧南市新川町1-1

TEL 0566-41-0997

FAX 0566-41-7282

創立

昭和22年4月1日

<http://swa.hekinan.ed.jp/shinkawajh/>

《校訓》「真理」

＜教育目標＞

- 人間性豊かで、自らを律することのできる生徒
- 笑顔、あいさつ、思いやりのある生徒
- 人の話をよく聴き、自ら学び、自ら考える生徒
- たくましい気力と体力をもつ生徒の育成に努める。

＜研究主題＞

互いのよさを認め合い、自他の命を大切に
する徒の育成
—家庭・地域・関係機関との連携を通して—



中央中学校

校長 加藤 智子

〒447-0047

碧南市植出町5-2

TEL 0566-42-3223

FAX 0566-41-7283

創立

昭和60年4月2日

<http://swa.hekinan.ed.jp/chuoujh/>

《校訓》「敬と愛」

＜教育目標＞

- 自ら学び、正しく生きる生徒（知）
- 自分に厳しく、他人に優しい生徒（徳）
- 健康でたくましく、すすんで働く生徒（体）の育成に努める。

＜研究主題＞

学びを楽しむ生徒を育てる
—主体的・対話的で深い学びを生み出す単元の工夫を通して—



南 中学校

校長 石橋 渉

〒447-0888

碧南市春日町1-1

TEL 0566-41-0991

FAX 0566-41-7284

創立

昭和30年4月1日

<http://swa.hekinan.ed.jp/minamijh/>

《校訓》「真実・和合協力・努力」

＜教育目標＞

- 本当によいもの、正しいものを求めて、創造的に生きる生徒の育成に努める。
- 互いに尊敬し、思いやりの心をもって誠実に生きる生徒の育成に努める。
- 自己をしっかり見つめて、たくましく生きる生徒の育成に努める。

＜研究主題＞

積極的にコミュニケーション活動を行い、
自己の考えを深める生徒の育成
—なっぴータイムを土台とした学級づくり、
話し合いを大切にした学習活動を通して—



東 中学校

校長 小澤 徹
〒447-0033
碧南市天神町 3 - 8 8
TEL 0566-41-0994
FAX 0566-41-7285

創立
昭和 22 年 4 月 1 日
<http://swa.hekinan.ed.jp/higashijh/>

《校訓》「自修」

＜教育目標＞

- 知性を高める－自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、解決できる能力を養う。
- 情操を豊かにする－礼節を重んじ、自らを律し、他とともに心豊かな生活を築く態度を養う。
- 心身を鍛える－いのちを尊び、心や体を鍛え、逞しく生きる力を養う。

＜研究主題＞

豊かな心を持ち 自己有用感を高められる生徒の育成
－認め合える学級と温かい人間関係づくりを通して－



西端中学校

校長 石原 竹春
〒447-0016
碧南市神田町 3 - 1 0
TEL 0566-48-0981
FAX 0566-41-7286

創立
昭和 56 年 4 月 2 日
<http://swa.hekinan.ed.jp/nishibatajh/>

《校訓》「誠実・協調・努力」

＜教育目標＞

- －目指す生徒像－
- 命を大切にし、心身ともにたくましい生徒
- 自ら学び考え、正しく行動する生徒
- 礼儀正しく、思いやりのある生徒
- 勤労を尊び、進んで奉仕する生徒

＜研究主題＞

主体的に学び、意欲的に自分の思いを語る生徒の育成
－習得から活用、深い学びへとつながる学習活動の工夫を通して－